



区分	要件	支援内容
奨励金	<p>○新設・増設・改修・移転 次の①～⑦のすべてに該当し、市長が事業所誘致奨励事業者として指定したもの</p> <p>①事業所等の設置場所が市内 ②周辺環境への十分な配慮 ③用地を取得した日から起算して5年以内に事業開始 ④事業の開始の日において、従業員数が新設は5人以上、増設又は移設は新たに3人以上雇用すること ⑤投下固定資産の取得に要した費用の総額が2,000万円以上であること ⑥市税を滞納していないこと ⑦風俗営業及び公序良俗に反する営業又はその他周辺環境に著しく害を及ぼすおそれのある事業でないこと</p>	<p>【事業所新設等奨励金】</p> <p>○前年度固定資産税相当額 ○期間 5年間</p>
	<p>事業所誘致奨励事業者の指定を受け、雇用期間が事業を開始した日以後1年以上ある市内在住雇用者が3人以上いること</p>	<p>【雇用促進奨励金】</p> <p>新規雇用の市内在住雇用者1人につき20万円を補助(限度額300万円・1回限り)</p>